

改訂19版 建設業の許可の手びき（4刷）正誤表

このたびは、「改訂19版建設業の許可の手びき」をお買上いただき厚く御礼申し上げます。

本文中に下記の訂正箇所がございました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

ページ	行数	誤	正
38	下から5行目	法務局等の他の	法務局その他の
39	工事経歴書概要 1行目	過去1年間	直前1年間
46	表8表題	表8 確認資料一覧	表8 確認書類一覧
46	1行目	に関する確認資料の例	に関する確認書類の例
46	2行目	1 現在の常勤性を証明する資料	1 現在の常勤性を証明する書類
46	3行目	(1) 住民票等現住所が確認できる資料	(1) 住民票等現住所が確認できる書類
46	5行目	現住所が確認できる資料	現住所が確認できる書類
46	11行目	更にいずれかの資料	更にいずれかの書類
46	16行目	2 経營業務の～証明する資料	2 経營業務の～証明する書類
47	1行目	営業所の～確認資料の例	営業所の～確認書類の例
47	2行目	1 現在の常勤性を証明する資料	1 現在の常勤性を証明する書類
47	3行目	(1) 住民票等現住所が確認できる資料	(1) 住民票等現住所が確認できる書類
47	5行目	現住所が確認できる資料	現住所が確認できる書類
47	11行目	更にいずれかの資料	更にいずれかの書類
47	16行目	2 実務経験を証明する資料	2 実務経験を証明する書類
47	下から5行目	3 指導監督的～証明する資料	3 指導監督的～証明する書類
48	1行目	令第3条に～に関する確認資料の例	令第3条に～に関する確認書類の例
48	2行目	1 住民票等現住所が確認できる資料	1 住民票等現住所が確認できる書類
48	4行目	の写し（見積り・入札・	の写し（見積り・入札・
48	6行目	営業所に関する確認資料	営業所に関する確認書類
50	下から9行目	地方整備局等が定めた確認資料	地方整備局等が定めた確認書類
50	下から17行目	提出が必要となる確認資料	提出が必要となる確認書類
51	4行目	定めた確認資料	定めた確認書類
57	(社) 新潟県建設業協会	新潟市新光町	新潟市中央区新光町
59	新潟県	新潟市新光町	新潟市中央区新光町

ページ	行数	誤	正
61	四国地方整備局所在地	高松市福岡町4-26-32	高松市サンポート3-33
101	様式第三号	直前3年の～工事施行金額	直前3年の～工事施工金額
102	様式第三号	直前3年の～工事施行金額	直前3年の～工事施工金額
103	9行目	については「官公庁」	については「公共」
127	正		

法第7条第2号の該当区分		許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する必要な実務経験年数	
ハ 〔イ又はロと同等以上と認定された者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・登録地すべり防止工事試験に合格した者 ・登録計装試験に合格した者 ・建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 	1年以上	
	職業能力開発促進法による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者	3年以上 (ただし、H16.4.1時点で合格していた者については1年以上)	
	電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者	3年以上	
	電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者	5年以上	
	電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者	5年以上	
	水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上	

ページ	行数	誤	正
255	左	職業能力開発促進法「技能検定」	職業能力開発促進法「技能検定」